

総社市告示第126号

総社市病院施設整備補助事業審査委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和4年12月21日

総社市長 片岡聰一

総社市病院施設整備補助事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の拠点として必要な医療機能を提供する医療施設の整備（総社市病院施設整備補助金交付要綱（令和4年総社市告示第77号。以下「交付要綱」という。）第3条に規定する補助事業をいう。）の適正化について審議し、もって市内における医療提供体制の向上を図るため、総社市病院施設整備補助事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長からの求めに応じ、次に掲げる事項の適正化について審議する。

- (1) 交付要綱第6条に規定する交付申請の審査及び交付要綱第8条に規定する変更承認申請の審査
- (2) 交付要綱第9条に規定する補助事業の円滑適正な執行を図るための報告及び調査
- (3) 交付要綱第11条に規定する事業実績報告書の審査
- (4) その他委員会に付することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療に関し専門的な知識を有する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、必要と認めたときは、市長が招集することができる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取し、又は市長に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。